

質問及び回答

(和歌山市脱炭素先行地域計画の実施に係るパートナー選定におけるプロポーザル)

質問及び回答は以下のとおりです。

令和8年6月5日回答

No.	質問	回答
1	<p>3 (1) イ (ア)『本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類』について、 納税証明書を取り寄せたくどちらに問い合わせをすればいいか窓口をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本市における課税状況により、以下の通りご対応をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本市にて課税がない場合 納税証明書を発行することができませんので、「様式2 市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」のご提出をお願いいたします。 2. 本市にて課税がある場合 和歌山市役所 2F 市民税課 証明書窓口にて「納税証明書」をご請求ください。 <p>窓口： 和歌山市役所 2F 市民税課 証明書窓口 電話番号： 073-435-1036 詳細情報： 市民税課 証明書窓口の案内 ※交付時は使用目的を説明のうえ必要な証明書を発行ください。 ※郵送での申請方法や、必要な持ち物についてはリンク先をご確認ください。</p> <p>税証明交付申請書（郵送用） 和歌山市 「納税証明書及び完納証明書の郵送申請」</p>
2	<p>「2 参加資格要件（6）」に係る実績を有することを証する書類（契約書の写し等）の提出も必要とありますが、こちら、法人名・連絡先などの個人情報および取引内容の詳細部分にあたる部分はマスキングした形でもよろしいでしょうか。 どの程度のマスキングまでが許容されるのかご教示ください。</p>	<p>実施要領2 参加資格要件（6）、7 評価基準及び配点に記載しているとおり、業務概要、実施期間、契約金額等は実績の内容・規模を確認する上で必要な情報です。</p> <p>なお、ご提出いただいた書類は実施要領1 1（3）に基づき、審査目的のみに使用し、個人情報等の情報管理には留意し、適切に管理いたします。</p>

3	<p>参加資格確認申請書類、会社概要（様式3）について 今回共同提案にて参加を行い、弊社は小売電気供給業務を担当することとなります。</p> <p>上記の場合、受注実績とは会社概要（様式3）に記載の通り参加資格要件（6）に係る実績となるか、担当業務となる小売電気供給業務に係る実績となるかご教示ください。</p>	<p>（様式3）会社概要の実績について、本公募に関して担当業務となる小売電気供給業務に係る実績を記載してください。また、その実績を証する書類等（契約書の写し等）を添付してください。</p> <p>なお、参加資格要件（6）については共同企業体もしくは複数企業で参加する場合は、参加企業のうち、いずれか1社が要件を満たしていれば差支えございません。（実施要領2 参加資格要件（9）オ）</p> <p>また、資料を提出する際は代表企業において、参加する企業が参加資格要件を満たしているか、ご確認の上、提出してください。（実施要領3 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出（1）ア）</p>
4	<p>3（1）イ（ア）『本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類』について、固定資産税の納税証明書も必要になりますでしょうか。</p>	<p>本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類「完納証明書」には固定資産税の納税証明書も含まれますので、「完納証明書」を1通提出いただければ、別途固定資産税の納税証明書は必要ありません。</p> <p>また申請方法については、回答No.1のとおり、窓口（和歌山市役所2F 市民税課）にて申請いただきますと、即日発行、取得可能です。</p> <p>納税証明書について 和歌山市</p> <p>なお、本市が賦課徴収する市税がない場合は、（様式2）「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書」を提出してください。</p>
5	<p>回答2の内容について追加で質問です。</p> <p>契約金額など詳細な取引内容は弊社と取引先との機密情報にあたるため提示することが出来かねてしまいます。</p> <p>つきましては当該取組に関するプレスリリースの添付でも問題ございませんでしょうか。</p>	<p>「2 参加資格要件（6）」に係る実績を有することを証する書類（契約書の写し等）については、回答2のとおりです。</p> <p>また、取組に関するプレスリリース等の補足資料がある場合は、「2 参加資格要件（6）」に係る実績を有することを証する書類（契約書の写し等）とあわせて提出ください。</p>
6	<p>回答2の内容について追加で質問です。</p> <p>様式3の会社概要において発注者の記入欄がございますが、この具体名の記入は必須になりますでしょうか？</p> <p>添付する契約書と照合すると弊社顧客と取引金額が紐づいてしまうため、開示することは憚られます。</p>	<p>（様式3）「会社概要」の発注者については、実施要領2 参加資格要件（6）を確認する上で必要な情報となるため、具体名の記入は必須です。</p>

7	様式5の使用印鑑届出書について、使用社印は角印、使用印鑑は実印ではなく契約印でいいですか？	使用社印は受任者の社印（角印）で問題ございません。 使用印鑑は実印ではなく受任者の職印で構いません。
8	企画提案書の提出に際しての押印場所をご教示ください。	提案書の表紙に押印ください。企画提案書の記載の様式は任意です。（実施要領5 企画提案書の提出）
9	企画提案書の提出に際しての押印について、共同提案者がいる場合共同提案者の押印も必要になりますでしょうか。	必要です。押印場所は回答8のとおりです。